

1 予備的調査制度の概要

(1) 予備的調査の意義

予備的調査とは、衆議院規則に基づいて委員会が調査局長又は法制局長（以下「調査局長等」という。）に行わせる調査であり、日本国憲法に基づいて議院が行う国政調査とは異なる。

(2) 予備的調査を行うための要件・手続

調査局長等が予備的調査を行うのは、①委員会の議決があった場合、②40人以上の議員からの要請があった場合のいずれかに限られる。

①の場合 委員会が予備的調査を命ずる旨議決する。

②の場合 40人以上の議員が、予備的調査命令を発するよう要請する書面を議長に提出する。議長は議院運営委員会理事会の協議に基づき、その書面を適當の委員会に送付し、送付先委員会が予備的調査命令を発する。

なお、送付先委員会の理事会において、

- ・国民の基本的人権を不当に侵害するおそれがないこと
- ・刑事訴追を受けている事件に関するものでないこと

の2つの要件を確認することが必要となる。

(3) 予備的調査の調査手法

予備的調査を行うに当たっては、調査局長等は官公署に対して必要な協力を求めることができる。ただし、官公署の協力は任意のものであり、強制力はない。

なお、官公署が調査局長等の調査協力要請を拒否した場合には、委員会は、官公署に対し、拒否の理由を述べさせることができる。

(4) 予備的調査報告書

調査局長等は、予備的調査命令を発した委員会の委員長に対し、予備的調査の結果を記載した報告書を提出する。当該委員会の委員長は報告書の写しを議長に提出し、議長はこれを議院に報告する。

(5) 予備的調査の件数

予備的調査は平成10年から実施されており、令和5年までの予備的調査の件数は、①委員会の議決に基づくもの2件、②40人以上の議員からの要請に基づくもの51件となっている。

2 令和5年における予備的調査の概要等

令和5年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

(1) 国家公務員の再就職状況に関する予備的調査（青柳陽一郎君外91名提出、令和5年衆予調第1号）

（主な調査事項）

2013（平成25）年1月1日以降に各府省の代表的な管理職職員であった者のうち、調査対象期間（2013（平成25）年1月1日から2022（令和4）年12月31日までの間）に再就職した者について、その氏名、離職時の官職、離職日、再就職先（調査対象期間中に行われた全ての再就職に係るもの。以下同じ。）の名称、再就職先における地位、在職期間及び再就職先の業務内容

(2) 二〇二五年日本国際博覧会に関する予備的調査（森山浩行君外89名提出、令和5年衆予調第2号）

（主な調査事項）

①「2025年大阪・関西万博アクションプラン」に記載されている施策を推進するための事業、②「2025年に開催される日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関連するインフラ整備計画について」に記載されている事業、③①又は②に掲げるもののほか、「2025年に開催される国際博覧会（大阪・関西万博）の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針について」を実施するための施策を推進するための事業及び④①から③までに掲げるもののほか、「令和7年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」に基づき行われる事業につき、

ア 各事業の名称、内容及び所管する国の行政機関の名称

イ 各事業（内数計上事業については、その内数の具体的金額が見込めるものに限る。）

に要する費用として政府が見込んでいる額及び国の予算額

ウ イの全事業に要する費用として政府が見込んでいる総額及びそのうち国の負担額

エ 内数計上事業のうち、その内数の具体的金額が見込めない各事業の予算額及びその総額

[参考] 令和5年における予備的調査一覧（2件）

	件名	要請者	提出日	送付日 (送付委員会)	命令日	報告書 提出日
1	国家公務員の再就職状況に関する予備的調査	青柳陽一郎君 外91名	令和 5. 4. 13	4. 13 (内閣)	4. 14	6. 12
2	二〇二五年日本国際博覧会に関する予備的調査	森山 浩行君 外89名	令和 5. 12. 6	12. 7 (内閣)	12. 13	令和 6. 2. 6